

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月29日	
松本市長 殿	
提出者	
住 所 東京都新宿区四谷1-6-1 ｺﾒﾓ四谷・四谷ﾀﾜｰ5階	
氏 名 新菱冷熱工業株式会社 首都圏事業部	
専務執行役員 事業部長 XXXXXXXXXX	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 03-3357-3657	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	新菱冷熱工業株式会社 首都圏事業部
事業場の所在地	東京都新宿区四谷1-6-1 ｺﾒﾓ四谷・四谷ﾀﾜｰ5階
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	08 設備工事業
②事業の規模	完成工事高（首都圏事業部元請分）248.4億円
③従業員数	429人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1. 廃棄物の分別 2. 簡易梱包、梱包材の省略 3. 工法改善（工場加工、ユニット工法等） 4. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 5. 有価物になり得るものを適正に判断し有償売却を行う		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 上記の取り組みを継続し、さらに社員への周知、教育を徹底していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1. 分別可能な現場については、可能な限り全ての産業廃棄物の分別を実施する。 2. 石綿産業廃棄物は他の産業廃棄物と分けて分別を実施する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） これまでと同様に、可能な限り全ての産業廃棄物を分別して回収する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	1. 委託基準を遵守し、産業廃棄物を適正に処理できる業者を選択している。 2. 再生事業者登録をした業者に金属スクラップ等のリサイクル処理を委託し、産業廃棄物の減量化を図っている。 3. 建設副産物の適正処理・リサイクルマニュアルを作成し、社内に周知している。 4. 委託先の産業廃棄物 中間処理場の処理状況について、現地確認等を実施している。 5. 産業廃棄物の適正処理に関する社内教育を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続し、更に社員への周知、教育を徹底していく。		
※事務処理欄			

備考

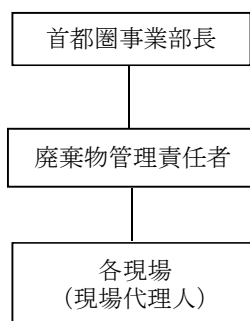
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

- ・ がれき類・・・再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化。
- ・ 廃プラスチック類・・・再生処理業者に委託して再資源化やサーマルリサイクルを実施。
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・・・再生処理業者に委託して、セメント原料、再生砕石として再資源化、又はサーマルリサイクル。
- ・ 金属くず・・・委託業者から製鉄原料として売却。
- ・ 紙くず・・・製紙原料として再資源化又はサーマルリサイクル。
- ・ 木くず・・・製紙原料として再資源化又はサーマルリサイクル。
- ・ 廃油・・・再生処理業者に委託して再生原料として再資源化。
- ・ 建設系混合廃棄物・・・委託業者にて選別後、再資源化又はサーマルリサイクル。
- ・ 石綿含有産業廃棄物・・・飛散防止処置を行い二重梱包して、埋立処分。

別添 2 管理体制図

(管理体制図)



<役割>

- | | | |
|-----------|---|-----------------------------------|
| ・首都圏事業部長 | … | 首都圏事業部が総括管理する現場における産業廃棄物の適正処理の責任者 |
| ・廃棄物管理責任者 | … | 首都圏事業部内の廃棄物処理の管理、各現場への指導・教育 |
| ・現場代理人 | … | 各現場における産業廃棄物処理の責任者（マニフェストの交付・管理） |

【 令和6 】 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位： t ）

実績：前年度産業廃棄物排出量
計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
		①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	2.64	2.38	—	—	—	—	—	—	—	—	2.64	2.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 廃油	0.18	0.16	—	—	—	—	—	—	—	—	0.18	0.16	0.18	0.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	114.03	102.63	—	—	—	—	—	—	—	—	114.03	102.63	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	1 紙くず	2.34	2.11	—	—	—	—	—	—	—	—	2.34	2.11	0.30	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 木くず	10.12	9.11	—	—	—	—	—	—	—	—	10.12	9.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 繊維くず																				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	967.93	871.14	—	—	—	—	—	—	—	—	967.93	871.14	11.38	10.24	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	119.30	107.37	—	—	—	—	—	—	—	—	119.30	107.37	2.82	2.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8 鋳さい																				
	9 がれき類	25.90	23.31	—	—	—	—	—	—	—	—	25.90	23.31	25.90	23.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
建設混合廃棄物		32.66	29.39	—	—	—	—	—	—	—	—	32.66	29.39	30.94	27.85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物		0.13	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	0.13	0.12	0.13	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		1,275.23	1,147.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,275.23	1,147.72	71.65	64.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量